

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(国土交通省)

事業名	電子基準点による地殻変動監視体制の強化		担当部局庁	国土地理院	作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	H23/H23		担当課室	測地観測センター衛星測地課	辻宏道	
会計区分	一般会計		施策名	41 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する		
根拠法令(具体的な条項も記載)	地理空間情報活用推進基本法(第十六条2項、第十八条、第二十一条)、測量法(第四条、第十一条~第三十一条)		関係する計画、通知等	基本測量に関する長期計画(平成21年6月1日国土交通省告示第608号)地理空間情報活用推進基本計画(平成20年4月15日閣議決定)地震及び火山噴火予知のための観測研究計画(平成20年7月17日科学技術・学術審議会建議)		
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	GPS連続観測を行う電子基準点は、地震・津波対策に重要な役割を果たすとともに、被災地での復旧復興のための公共工事に伴う測量等に不可欠である。観測施設の防災対応能力の向上により、今後起こりうる大規模な災害時にも継続して地殻変動を監視し、迅速に防災情報を提供する体制を強化することで、復旧復興支援や防災・減災・二次被害の対策に貢献する。					
事業概要(5行程度以内。別添可)	今回の東日本大震災に伴う未曾有の地殻変動により、東海・東南海・南海地震や内陸活断層の地震、さらには火山活動の活発化も懸念されており、今後起こりうる大規模な地震・津波、火山活動等に対する防災・減災対策は緊急を要する。将来の大規模災害時にも、地殻変動に関する各種観測を継続的に運用し確実に防災情報の提供を行うため、電子基準点の受信機・アンテナ等更新及び無停電装置改造、防災情報提供機能の強化、非常用電源の増強、VLBI観測施設の更新、潮位観測の強化など関連施設の防災対応能力向上を図る。					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他					
23年度予算額(単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計	
				4,041	4,041	
成果目標(アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標(アウトプット) <small>※上段()書きは予算措置の果報に係る見込み</small>	
			23年度	(23年度)		活動指標
電子基準点の観測データの欠測率	%	0.5未満	0.5未満	全国1,240点に設置された電子基準点でGPSの常時観測を実施し、測量のための位置の基準を提供するとともに、地震や火山活動に伴う広域の地殻変動監視を行う。		
単位当たりコスト	電子基準点の監視体制強化経費(1,711千円/点)		算出根拠	電子基準点の更新等(X)1,736,829千円 電子基準点点数(Y)=1015 (1,711千円/点)=X/Y		
事業所管部局による点検						
項目			内容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。			「復興の基本方針」4. あらゆる力を合わせた復興支援 (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり (5)今後の災害の備え(iii)に記載のとおり、「地震・津波等の観測・監視・予測体制の強化、津波警報の改善をはじめとした防災情報の強化等を実施する」ものである。 電子基準点の受信機更新・電源強化等により災害時においても観測を継続し地殻変動情報の確実な提供を行う等、観測施設の防災対応能力の向上により、地震・津波等の観測・監視体制の強化及び防災情報の強化を図るものである。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。			地殻変動の情報は、地震メカニズムの解明にとどまらず、東日本大震災では地盤沈下による高潮被害の注意喚起に活用されるなど国民の安全・安心の確保に重要な情報である。また、岩手県や宮城県気仙沼市等から地殻変動の情報提供及び早期の測量を求める要望書が提出されており、優先度が高い事業である。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。			陸域の地殻変動の観測手法としては、現在のところ、電子基準点によるGPS連続観測が最も安定的かつ実用的な手法であり、災害時においても確実に防災情報を提供できる効果的な事業である。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。			東日本大震災においても、電子基準点の受信機更新・電源強化等が行われていた箇所については、被災直後も観測を継続し、防災上重要な地殻変動情報を提供することが可能であった。このように既存の観測施設の機器更新により防災対応能力はすぐに向上するため、即効性が高い。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。			地殻変動情報は、国の防災関係機関により、被災状況の把握、余震の可能性評価等に利用される他、自治体では避難の判断など、防災情報として利用される。また、電子基準点の観測データは、位置情報の基盤として、復旧・復興のため自治体等が実施する公共測量等において利用される。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。			地殻変動観測は、「地震及び火山噴火予知のための観測研究計画」に従い、他の地震関連の観測と整合的に実施されるものとなっている。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。			総合評価方式による発注により、事業の公平性、透明性を確保し、進捗状況等の報告を義務づけ工程管理を適切に実施する。			

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × × (円/))」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。